

## 説 明 書

下記の説明事項にご同意のうえ、委任契約を締結願います。

- 1 弁護士情報は、インターネット、SNSを通じて公表しないこと。
- 2 弁護士費用特約（相談料、着手金、報酬金等）の利用に同意すること。弁護士費用の計算は、日弁連リーガル・アクセス・センターの基準に従って行うこと。
- 3 弁護士費用特約に加入していない場合は、報酬金を下記のとおり計算（税別）したうえで、賠償金額から差し引くこと。ただし、当初提示額は依頼者に保証されるものとします（例：提示額40万円、増額10万円の場合、報酬金は10万円になります）。
  - (1) 増加金額が300万円まで 増加金額の16%+10万円
  - (2) 増加金額が300万円～3000万円まで 増加金額の10%+28万円
- 4 弁護士費用特約に加入している場合は、賠償金の振込口座は依頼者の口座となり、弁護士は一切の金銭を預かりません。弁護士費用特約に加入していない場合は、弁護士の預り金口座を賠償金の振込口座とし、報酬金を差し引いたうえで依頼者口座に送金致します（振込手数料は弁護士負担）。
- 5 交渉の受任を前提としたものであり、交渉以外の手続きを行う場合は辞任となること。
- 6 全ての連絡は、メール、郵送等の文書で行うものとし、電話・面談（ウェブ面談を含む）での対応は行わないこと。
- 7 依頼者との連絡が1か月以上とれなくなった場合は、辞任となること。
- 8 過失割合の交渉、後遺症申立及び異議申し立てを争わないこと。この点を争う意向がある場合は、交渉の受任はできません。